公益財団法人としてのスタートにあたり



理事長
岡 澤 和 好

財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、公益法人制度改革に伴う新体制への移行手続きを進めておりましたが、去る3月に内閣総理大臣より公益認定を受け、本年4月1日から、「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター」として新たなスタートを切ることとなりました。

新たな公益法人制度では、財団法人や社団法人は届出だけで設立できますが、公益法人として税制の優遇等を受けるためには、別途民間有識者の意見に基づく公益性の認定を受けなければならないことになりました。また、これらの手続きはすべて内閣府で行い、従来のような主務官庁による法人監督が排除されることとなりました。

これまで、公益法人については、①許可基準や公益性の判定が不明確である、②税制優遇という特権の下で民業を圧迫している、③特定の事業を独占し、民間企業との競争のないまま非効率な経営になりがちである、④補助金や委託費の交付など主務官庁との結びつきが強く、天下りの温床となっているなどの批判がなされてきました。そのため、政府は、平成14年3月に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて」を閣議決定し、平成15年6月には「基本方針」を閣議決定した後、平成18年5月に公益法人制度改革関連の三法を制定しました。

なお、いわゆる公益法人改革と言う場合には、こうした制度改革と併せて、その他の優遇面の改革も含めて議論されることが多いようです。特に、国家試験などを実施している行政委託型の公益法人については、平成14年3月に「公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定され、国から公益法人が委託や推薦を受けて行っている事務・事業の見直しや、国から公益法人に支出される補助金、委託費等の縮減・合理化の措置が進められています。その一環として「事業仕分け」で公益法人の業務が俎上に上ったのはご承知のとおりです。

新制度の公益財団法人に移行しても、今後とも廃棄物行政を所管する立場の環境省との密接な連携を維持することにかわりはありませんが、廃棄物処理法の「情報処理センター」として行っている電子マニフェスト業務に関する監督事務を除き、原則としてセンターの運営に対する環境省の関与はなくなります。これまでは、ともすると主務官庁の指示を受けて仕事をしていれば、経営面についても主務官庁が配慮してくれるという面もありましたが、主務官庁制度がなくなることによって、主務官庁に頼るのではなく、自助努力と自主的判断によって法人を経営していくことが必要になります。新制度では、理事会や評議員会の役割も見直され、評議員会が最高意思決定機関になるとともに、理事会は業務執行の責任機関となります。役員の経営責任もそれだけ重くなるということです。

センターは、従来の公益法人制度の下で、ここまでは順調な発展を遂げてきました。しかし、公益法人に対する世間の目は依然として厳しいものがあり、私たちも、世間の声に謙虚に耳を傾けなければならないと思います。センターが、今後とも社会的に有益な法人として存続するためには、事業を継続的に実施できる経営基盤を確保するとともに、利用者（電子マニフェスト利用者や講習会の受講者など）に納得してもらえる無駄のない効率的な運営や需要者サービスの向上を図っていくことが必要です。公益財団法人となったセンターには、マニフェスト業務を独占し、税制優遇措置が適用されるという優遇的地位が与えられていますが、それに甘んじることなく、産業廃棄物の適正処理、循環型社会の形成に向けて、公益事業を適正に実施していくことがセンターの使命だと認識し、役職員が力を合わせていく決意であります。

関係者の皆様方には、旧来のご支援に厚く感謝申し上げますと共に、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。